

燕市空き家・空き地活用バンク事業
燕市家財道具等処分費助成金のご案内

<令和8年4月1日以降適用>

この制度は、空き家になって1年未満の家屋を所有または相続した人等を対象として、空き家・空き地活用バンクに空き家を登録することを条件に、家財道具等の処分費の一部を助成する制度です。

助成金額

対象工事費（消費税を除く）の**1/2以内 上限10万円**

※ 1000円未満は切り捨てます。

助成対象事業

市内事業者に請け負わせた家財道具の処分費、仏壇の移設・処分費など及びそれに伴う簡易的な清掃費等

※ 市内事業者とは、市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主です。

助成要件

- ①燕市空き家・空き地活用バンクに登録している物件であること。
（登録する予定のものも含む）
- ② **空き家になって1年未満**の家屋であること。
- ③ **工事着手前に申請すること**。（交付決定前に着手した場合は助成対象外となりますのでご了承ください。）
- ④令和8年度内に実績報告書を提出すること。

申請者の資格

- ①該当家屋の所有者であること。または、相続人等、その家屋を管理する権利のある方。
- ②市税の滞納がないこと。

申請受付期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年12月28日（月）

※申請額が事業予算額に達した時点で締切とさせていただきます。

申請方法

申請にあたっては、交付申請書（様式第1号）に以下の必要書類を添えて持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出してください。

申請時に必要なもの

- ① 燕市家財道具等処分費助成金交付申請書
- ② 対象事業の見積書の写し
- ③ 処分対象の家財道具等の写真
- ④ 空き家になった日付がわかる書類
（電気の閉栓証明書、水道の使用廃止届出書など）
- ⑤ 裁判所の選任を受けたことの証明の写し（登記事項証明書、審判など）
- ⑥ 委任状

※⑤⑥については、必要に応じてご提出ください。

申請後に工事内容等が変更になる場合

○見積書の工事内容・金額が変更になる場合

変更後の内容で変更申請及び実績報告を行ってください。

○施工事業者を変更する場合

市内事業者であれば可能です。

変更後の市内事業者で変更申請及び実績報告を行ってください。

※申請者が変更になる場合や工事期間が完了予定日を過ぎる場合はご相談ください。

変更申請に必要なもの

- ① 燕市家財道具等処分費助成金変更承認申請書
- ② 変更後の見積書の写し

実績報告に必要なもの

令和9年3月31日（水）までにご提出ください。

- ① 実績報告書
- ② 事業内訳書（事業内容と金額の内訳がわかるもの）
- ③ 領収書の写し
- ④ 処分実施前後の写真
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの

助成金請求時に必要なもの

助成金確定通知後、以下の書類をそろえて提出してください。

- ① 請求書
- ② 通帳の表紙の裏ページの写し（口座番号と名義が分かるところ）

※ 助成金の支払いは銀行振込です。

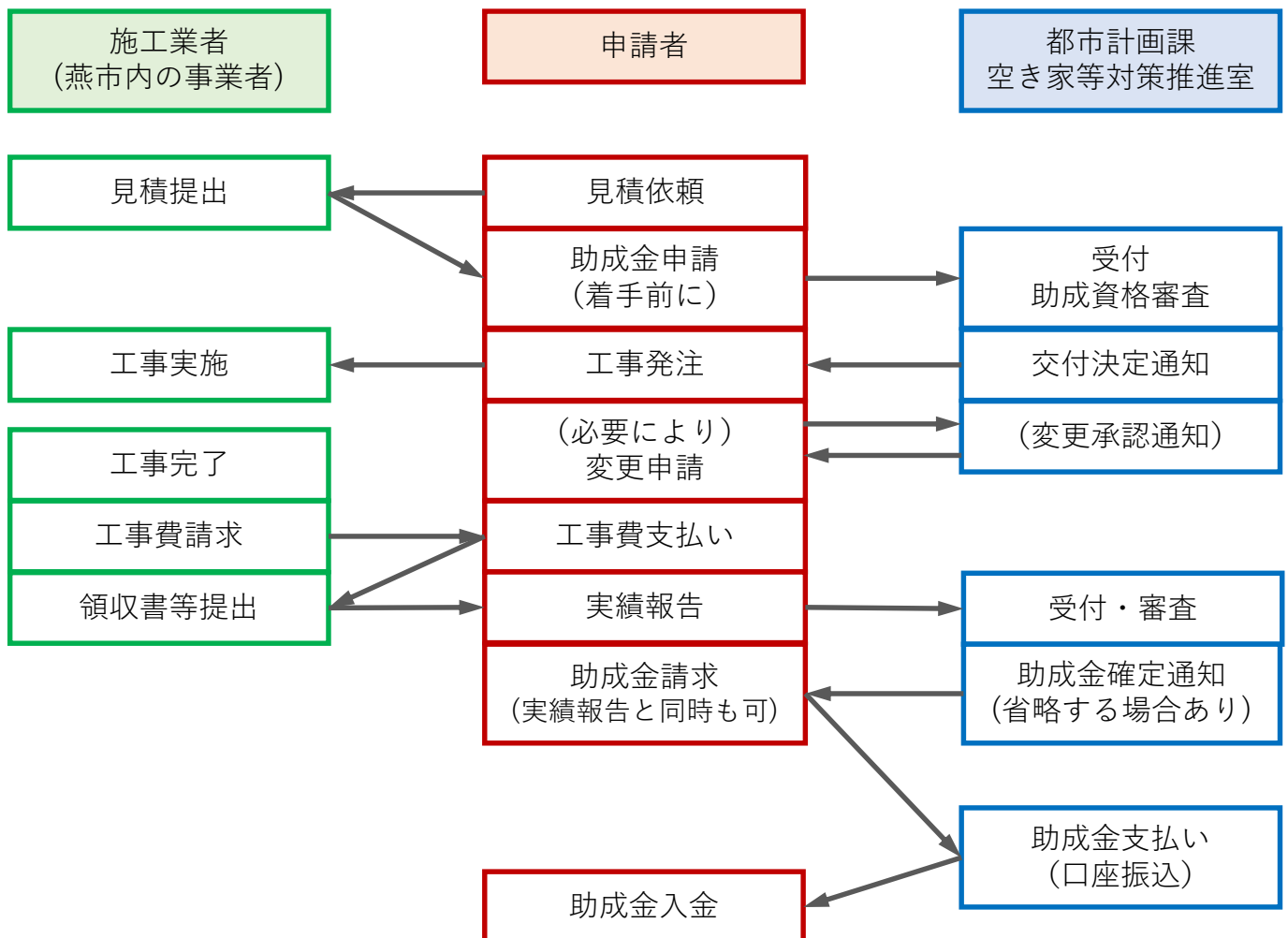
※ **口座は申請者名義に限ります。**

※ これらの書類は実績報告と同時に提出いただいても結構です。

助成金の返還

申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成金交付決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、助成金を返還していただきます。

事業の流れ



問い合わせ

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

燕市 都市整備部 都市計画課 空き家等対策推進室 (2階18番窓口)

TEL : 0256-77-8264 (直通)

Mail : akiya@city,tsubame.lg.jp